

更衣

名稱

眞數
初見

更衣ハ、天皇ノ御衣ヲ更サセ給フ便殿ヲ謂ヒテ、即チ其殿ニ在リテ更衣ヲ主ルヲ以テ名トシ、亦御寢ニ侍セリ、其位女御ヨリ下レルモノニテ、多ク五位ニ過ギズ、罕ニ四位ニ進ムモノアリ、亦陞リテ女御ト爲ルモノアリ、此稱ハ桓武天皇ノ更衣乙魚ガ、伊呂波字類抄ニ引ク所ノ本朝事始、仁明天皇承和三年ノ條ニ見ハレタルヲ以テ始トシ、冷泉天皇以下亦此職ニ居ルモノナシ、源平盛衰記増鏡ナドニ稀ニ其名見エタルハ古キヲ摸シテ寫シ出セルナラン、カク此名ノ絶エシハ、蓋シ尙侍典侍ノ名ヲ以テ、御寢ニ侍スルモノアルニ由レルナルベシ、〔空穂物語 藏びらき〕上 鯉さしなどは、この頃こうみ給へる、どきのかういの御もとに奉り給へり、

〔伊呂波字類抄〕加三 更衣 カウイ

〔名目抄 人體〕更衣

〔後漢書 三〕永平 〇孝明 十八年十二月癸巳、有司奏言、中 臣愚以爲、更衣、在中門之外處所殊別、中略續漢書曰、更衣者、非正處也、園中有寢、有便殿、寢者、陵上正殿、便殿、寢側之別殿、即更衣也、

〔河海抄〕更衣事

案之、更衣は便殿なり、主上御衣など著しかへ給ふ所なり、故に號更衣歟、又寢側の別殿なる故に、更衣を御息所とも稱するか、休息の儀なり、水原抄には、更衣後に御息所と見えたり、猶昇進の儀歟云々、

〔西宮記 臨時〕清涼記云、更衣、其員十二人、安不滿其數、以尙侍宣下諸司、聽著禁色、

〔本朝事始 伊呂波字〕仁明天皇承和三年、紀朝臣乙魚授從四位下、柏原天皇桓武之更衣也、

〔續日本後紀 十一〕承和九年正月戊戌、是日詔授從五位下秋篠朝臣康子正五位下、無位山田宿禰近